平成２６年（フ）第１５７９号
福岡市早良区西新１丁目12番30号
債務者　野村みきえ（旧姓大関）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５８１号
福岡県宗像市武丸1066番地　緑風園
債務者　井土　正利
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５９２号
福岡市博多区上牟田１丁目５番７号
債務者　中村　隆行
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８号
福岡県大川市大字一木314番地１　北島団地１―205号
債務者　荒巻　稔晴
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
福岡県大牟田市西新町15番地20
債務者　室伏　仁美
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１８３号
静岡県富士市天間1250番地
債務者　髙野かおり
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２１１号
静岡県富士宮市小泉2358番地の23ベルウッド小泉103号
債務者　宮川　洋一
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４１号
佐賀県唐津市肥前町星賀乙969番地61
債務者　井本奈都貴（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第３０３号
沖縄県那覇市字安謝664番地50　安謝第一市営住宅７―１
債務者　早川　碧子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３１６号
大分県別府市大字南石垣1518番地の525　カーサつるみ201号
債務者　玉井まり子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６６号
福島県いわき市泉玉露２丁目13番地の３　メゾンスプリング103
債務者　菊地　龍寿
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３８６号
神戸市灘区水道筋５丁目２番３号　松井ビル302号
債務者　吉田　　徹
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５０号
神戸市兵庫区大開通10丁目３番12―1004号
債務者　岡村　和子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６号
広島県福山市神辺町字下御領972番地９
債務者　前原　博司
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２０８号
広島県福山市千田町３丁目19番５号　サンライフ友Ｂ202
債務者　大西　秀坪
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２１１号
広島県福山市北吉津町４丁目15番１―101号
債務者　世羅　知佳
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１２０号
青森県八戸市大字湊町字ホロキ長根21番６号、住民票上の住所青森県上北郡野辺地町字松ノ木103番地14
債務者　篠村　　匡
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係